

吹田市既存民間木造住宅耐震改修補助金交付制度

新耐震基準が施行された**昭和 56 年 5 月 31 日以前**に
建築主事の確認を受けて建築され、現在居住しているか、
耐震改修後に居住する木造住宅を対象に、耐震改修費用の
一部を補助します。



《対象木造住宅》

★次の全てに該当する木造住宅

1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築主事の確認を受けて建築している
2. 現在居住しているか耐震改修後に居住する（除却を除く）
3. 耐震性が不足していて、建築基準法の規定に適合する
4. 過去に耐震改修補助金の交付対象になっていない

《補助対象者》

★**個人**の木造住宅所有者で、**課税所得金額が 507 万円未満**の方

◆吹田市の場合、税制課で発行する「課税証明書」などで分かります。

※所有者が複数の場合は、共有者全員分の所得を合算します。

※除却工事の申請は、資産が 1000 万円以下の方に限ります。

《補助対象経費》

A 耐震改修工事にかかる費用

○耐震シェルターの設置工事も補助対象です。

×耐震診断や耐震設計に要した費用、同時に行われるリフォーム等の費用は
除きます。

B 除却工事にかかる費用（平成 26 年度からの補助事業です。）

《補助額・限度額》

A 耐震改修工事の場合、次のいずれか少ないほうの額

（令和 7 年度から限度額を増額しています。）

（あ）補助対象経費の 4/5

（い）75 万円

※特定世帯（全員の合計所得金額が 256 万 8 千円以下の世帯）は 97 万 5 千円。

※長屋や共同住宅は 75 万円（又は 97 万 5 千円）×戸数になります。

B 除却工事の場合、次のいずれか少ないほうの額

（あ）補助対象経費の 4/5

（い）40 万円 ※長屋や共同住宅は 1 棟当たり 40 万円になります。

《お問合せ先》

吹田市 都市計画部 開発審査室 耐震担当（市役所 低層棟 2 階 2 1 3 番窓口）

直通電話 06-6384-1910

代表電話 06-6384-1231 内線 2694

FAX 06-6368-9901

〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

耐震改修補助金交付申請の流れ

